

横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と 労働審判実施を求める協議会

設立趣意書（案）

横浜地方裁判所相模原支部（以下、「横浜地裁相模原支部」という。）は、平成6年4月に相模原市、座間市を管轄地域として、当該地域の司法アクセス・司法サービスの充実を図るために設立された裁判所支部である。令和6年4月には、設置30周年を迎える。

横浜地裁相模原支部の管内人口は相模原市と座間市を合わせて85万人を超える、令和2年に受け付けた民事第1審通常訴訟は589件もある。これは、全国253箇所の地方裁判所本庁・支部の中でも37番目の件数であり、前橋・水戸などの地方裁判所本庁と同じぐらいの件数である。また、全国に203箇所ある裁判所支部のうち、横浜地裁相模原支部より年間受付件数が多い支部は13しかなく、そのうち11の支部では合議制裁判が実施されている。

しかし、横浜地裁相模原支部では開庁以来合議制裁判が行われておらず、平成18年4月から開始された労働審判も実施されていない。横浜地裁相模原支部管内の市民のこれらの裁判の審理は、横浜市中区の横浜地方裁判所で行われている。このため、出廷を希望する当事者が出廷できず、移動に伴う時間的、金銭的な制約から司法の救済自体を断念する者がいたり、合議体による慎重かつ丁寧な審理を受けられない不利益、準抗告の処理に伴う遅れによる不当な身体拘束の長期化、労働相談が増えているにも関わらず労働事件の早期解決が出来ないなど、地域住民にとって決して看過することが出来ない実害が発生している。

そこで、横浜地裁相模原支部の管轄自治体である相模原市と座間市は、平成14年以降、合議制裁判の実施を求めるべく、市長声明の発出、同市議会による最高裁判所や政府に宛てた決議を繰り返し行ってきた。日本弁護士連合会や、関東弁護士会連合会、神奈川県弁護士会も、合議制裁判の実施を求める声明の発出や裁判所との協議に努めてきた。

政府は、平成14年3月19日に「司法制度改革推進計画」を閣議決定し、裁判所運営について、国民の意見を反映することが可能となるような仕組みを整備し、最高裁判所と共に国民に身近で信頼される司法の構築の実現を目指すことを約束した。それにも関わらず、裁判所はこれらの声を無視し続けている。

相模原・座間地域の司法問題を話し合い、市民の声を集約して裁判所に届けることで、確実かつ早期に、合議制裁判、労働審判の導入を実現し、看過できない司法に関する不利益から地域住民を守るための母体の一つとして、ここに「横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判の実施を求める協議会」を設立する。

司法サービスの充実を通じた、よりよい社会の実現のため、地域住民各位のご理解、ご協力を切にお願いする次第である。

2023年7月4日

横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と
労働審判実施を求める協議会